

平成24年7月25日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官 中尾 直

平成23年(ワ)第136号 所有権移転登記請求本訴事件

平成23年(ワ)第237号 損害賠償請求反訴事件

口頭弁論終結日 平成24年6月1日

判 決

本訴原告 (反訴被告)

同訴訟代理人弁護士

高 村 真 人

本 訴 被 告

本 訴 被 告

本 訴 被 告

(旧姓)

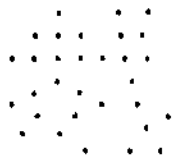
本 訴 被 告

本 訴 被 告

本 訴 被 告

本 訴 被 告

本 訴 被 告



本 訴 被 告 [redacted]

[redacted]

本 訴 被 告 [redacted]

[redacted]

本 訴 被 告 [redacted]

[redacted]

本訴被告 (反訴原告) [redacted]

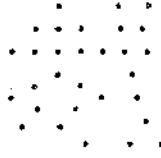
A

主 文

- 1 本訴被告 [redacted] 本訴被告 [redacted] 本訴被告 [redacted] [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted] [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted] 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted] [redacted] 及び本訴被告 (反訴原告) [redacted] は, 本訴原告 (反訴被告) に対し, 別紙物件目録記載の土地について, 昭和27年10月28日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- 2 本訴被告 (反訴原告) [redacted] の反訴請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は, 本訴反訴を通じ2分し, その1を本訴被告 (反訴原告) [redacted] の負担とし, その余を本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted], 本訴被告 [redacted] [redacted], 本訴被告 [redacted] 及び本訴被告 [redacted] の負担とする。

事実及び理由

第1 請求



1 本訴

主文同旨

2 反訴

本訴原告（反訴被告）は、本訴被告（反訴原告）^A [redacted] に対し、200万円を支払え。

第2 事案の概要

本訴の事案は、本訴原告（反訴被告）（以下、単に「原告」という。）が、亡父である [redacted]（以下「亡 [redacted]」という。）の所有していた別紙物件目録記載の畑（以下「本件土地」という。）を譲渡され、または、相続して、管理占有を継続し、20年が経過したとして、時効取得を原因として、亡 [redacted] の法定相続人である本訴被告（反訴原告）^A [redacted]（以下、単に「被告^A」という。）及びその余の本訴被告ら（以下、被告^A [redacted] も含め、「被告ら」という。）に対して、本件土地の所有権移転登記手續をすることを求める事案であり、反訴の事案は、被告^A [redacted] が、原告に対し、同居していた昭和24年から昭和27年3月にかけて、原告から虐待を受けて奴隷のように働かされたほか、本件訴訟において原告により被告^A [redacted] が事業に失敗したという事実^A に反する主張をされて名誉を毀損されたことにより、精神的苦痛を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を請求する事案である。

1 争いのない事実及び容易に認定できる事実

- (1) 亡 [redacted] は、昭和 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日に死亡した。
- (2) 亡 [redacted] の法定相続人（再転相続人を含む。）は、別紙相続関係図に黒塗りで表示されている原告及び被告らであり、他にはいない（甲2の1から38）。
- (3) 亡 [redacted] は、生前本件土地を所有しており、現在も登記簿上所有者としての記載がある（甲1）。
- (4) 亡 [redacted] は、下記の各土地（以下、これらを「訴外各土地」という。）を所有していたが、次のとおりの理由で、いずれも原告に所有権を移転する旨の

登記手続がなされた。

ア 昭和25年12月2日付けの自作農創設特別措置法第16条の規定による売渡により原告に移転したもの（下記アからウについては昭和26年5月17日付けで、同(エ)及び(オ)については同年3月3日付けで、それぞれ移転登記の受付がなされている。）

(ア) [REDACTED] (甲5)

(イ) [REDACTED] (甲8)

(ウ) [REDACTED] (甲9)

(エ) [REDACTED] (甲14)

(オ) [REDACTED] (甲15)

イ 昭和26年7月21日売買により原告に移転したもの（いずれも昭和26年10月26日付けで移転登記の受付がなされている。）

(ア) [REDACTED] (甲6)

(イ) [REDACTED] (甲16)

(ウ) [REDACTED] (甲17)

ウ 昭和26年11月12日売買により原告に移転したもの（いずれも昭和27年1月7日付けで移転登記の受付がなされている。）

(ア) [REDACTED] (甲10)

(イ) [REDACTED] (甲11)

(ウ) [REDACTED] (甲12)

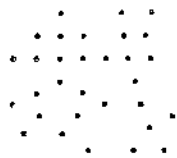
(エ) [REDACTED] (甲13)

(5) 原告は、被告らに対し、平成24年4月18日の本件第3回口頭弁論期日において、本件土地につき取得時効を援用する旨の意思表示をした。

2 争点

(1) 本件土地の時効取得の有無

(原告の主張)



原告は、昭和26年11月12日までに、畑である本件土地を、農地等である訴外各土地と同様に売買によって譲り受けたものと信じて疑わず、これを自己のために畑作することにより、現実に占有するとともに、その管理、使用をなし、収益を上げてきた（仮に売買を権原とする占有取得の主張が認められない場合には、相続を権原とする占有取得を主張する。）。これについて、本訴提起まで法定相続人から異議を述べられたことはなかった。

なお、上記のとおり、昭和26年11月12日までに占有を開始しているが、第三者の関係において、その占有状態が明確になったのは亡^Aが死亡した昭和^A年^A月^A日であるため、請求の趣旨では同日を時効取得の時期としているが、裁判所が時効取得の時期につき異なる判断をする場合はそれに従う。

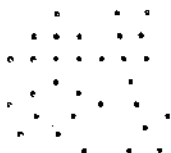
^A
(被告^Aの主張)

原告は、本件土地について、相続人に対して通知もせず、勝手に使用していたにすぎない。また、訴外各土地についても、亡^Aから原告へ勝手に所有権移転登記したにすぎない。所有権移転の手続がなされた当時、亡^Aは、病気のため、^Aの家で療養生活をしていた上、このころ、原告は、亡^Aに親不孝をしていたから、亡^Aが原告に土地を売ることはない。無断で所有権移転を行ったことは明らかである。

(2) 原告による不法行為の成否

^A
(被告^Aの主張)

昭和^A年^A月^A日に原告が妻と婚姻してから、両者によって、当時高校生であった被告^Aに対し、虐待、いじめが行われ、奴隷のように働かされるようになり、このような日々が高校を卒業する昭和27年3月まで続いた。また、被告^Aが高校卒業後に上京し、事業に成功していたのに、本件で原告から提出された陳述書において、被告^Aが昭和41年頃に事業に失敗した旨の出鱈目な嘘を書かれ名誉を毀損された。これらによって、被告



^Aが多大な精神的苦痛を受けており、これを慰謝するための慰謝料は200万円をくだらない。

(原告の主張)

争う。50年以上前のことであり、正確な記憶はないが、事業をしている者が借金を申し込めば、事業に失敗したと思われるのは当然のことであり、何ら非難されるいわれはない。

第3 当裁判所の判断

1 本訴について

(1) 前記認定によれば、本件土地について亡^Aが不動産登記簿上の所有者とされていること、亡^Aの法定相続人（再転相続人を含む。）が原告及び被告らであること、原告が被告らに対して平成24年4月18日に本件土地の取得時効を援用する旨の意思表示をしたことが認められる。また、原告が亡^Aの生前から本件土地で農業を営み、現在に至る点についても、本訴被告^A（以下「被告^A」という。）及び本訴被告^Aは認めており、被告^A以外の被告らも争っておらず、被告^Aも、その権原があったかは別にして、農業を営んでいた事実自体は積極的に争っていないことからすると、これを認めることができる。

(2) 争点(1)（本件土地の時効取得の有無）について

ア 原告の弟で被告^Aの兄である被告^Aは、本人尋問において、概ね次のとおり、供述している。すなわち、「父（亡^A）が生きていた頃に、農地をすべて原告に渡すという話をするのを何度も聞いた。昭和24、5年頃、原告が農業を継ぐことになったので、父から原告に名義を変える手続をした。司法書士に登記移転の手続を頼んだが、手続を終えた後、本件土地の登記移転ができてなかったと報告がされ、それを聞いた父が怒っていた記憶がある。^Aや他の姉たちと父の遺産について話し合いをしたことはない。」

そこで、この供述の信用性について検討すると、その供述内容は、原告による営農の状況、訴外各土地の所有権移転登記の状況等の客観的事実関係と整合していること、亡■の生前の所有地は、本件土地の他訴外各土地も含めると広大なものであり、亡■が死亡した当時の法定相続人もその存在を認識していたと認められるところ（被告^A本人）、亡■の死後50年以上にわたり、本件土地や訴外各土地を巡る紛争が生じた形跡がないこと、畑である本件土地を他の農地とは別の扱いにする理由が窺われないことを踏まえると、信用性は高いといえる。

なお、原告本人の尋問結果については、尋問時に本件土地の譲渡等が行われた昭和20年代の状況についての記憶が明確でなく、証拠価値は低い。

イ これに対し、被告^Aは、陳述書(乙3)や本人尋問において、「父(亡■)が、生前、被告^Aに対し、高校卒業後に分家させて農地を半分譲ると言われていた。父から原告に訴外各土地の所有権移転がなされたのは、父が病気になり、■の家で寝ていた時期であり、原告が父から本件土地や訴外各土地を買うことはない。」と供述している。しかしながら、農地の半分を被告^Aに譲るという点については、実際にそのような話があれば、亡■の死後のそれほど年月を経ない段階で、農業の後継問題等につき被告^Aを含めた当時の法定相続人間で話し合い等がなされてしかるべきであるが、被告■は昭和27年3月に上京した後も亡■の法定相続人であった■と連絡をとりながら、そのような話がなされたことがなかったこと、被告^Aは亡■の死をその3、4年後に認識しながら、その後50年以上にわたり、相続についての話を行っていないことなどを踏まえると、直ちに信用できない。また、訴外各土地の所有権移転手続がなされた時期に、亡■が■の家で療養していたのが事実であったとしても、そのことによって亡■が原告に本件土地や訴外各土地を譲渡し

たという事実が否定されるわけでもない。そうすると、被告^Aの上記供述は、被告^Aの前記供述の信用性を左右するものではない。

また、被告^Aは、原告が亡^Aに親不孝をしていたから、亡^Aが原告に土地を売ることはないと主張し、陳述書（乙3）では、親不孝が原因で原告やその妻が^Aからいつも怒鳴られていたと述べている。しかし、このような事情があれば、原告が亡^Aのすべての土地を引き継ぐことについて、亡^Aの死後、^Aやその他の法定相続人から、何らかの異論が出るなどしてしかるべきであるが、前記のとおり、そのような形跡は窺われないことからすると、被告^Aの上記主張は採用できない。

ウ 以上によれば、原告は、亡^Aから、訴外各土地と同様に本件土地についても譲渡されたが、所有権移転登記手続を欠いたまま現在に至ったものと認めることができる。そして、前記のとおり、原告は、亡^Aから本件土地を譲渡された後、引き続き本件土地において営農を続け、所有の目的をもって本件土地を現在まで占有してきたものと認められる。

なお、所有目的で占有を開始した時期については、訴外各土地についての譲渡が、前記のとおり、段階的に行われていることを踏まえると、必ずしも明確でないため、亡^Aの死亡時である昭和^A年^A月^A日と認めるのが相当である。

エ そうすると、原告は、昭和^A年^A月^A日から20年が経過した後、亡^Aの法定相続人である被告らに対して本件土地の取得時効を援用する旨の意思表示をしたことから、本件土地を時効取得したと認めることができる。

(3) よって、原告の本訴請求は理由がある。

2 反訴について 以下省略

[Redacted]

[Redacted]